

学校いじめ防止基本方針

南陽市立沖郷小学校

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

子どもはかけがえのない存在であり、一人一人が「いのち輝く人間」として生きていくことが願いである。本校の学校教育目標「進んで学ぶ子ども・心豊かな子ども・たくましい子ども・地域を愛する子ども」を達成するために、子どもたちに自他の「生命の尊さ」と人間としての「生き方」をしっかりと教えていかなければならない。

いじめは決して許される行為ではない。また、いじめはすべての子どもに関係する問題である。いじめから子どもを救うには教職員一人一人が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにもどの学校・学級でも起こりうる」との共通意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚する。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断する。また、好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合も、いじめに該当する。ただし、いじめという言葉を使わずに対応する場合もある。

2 未然防止

(1) 学校・家庭・地域と連携した取り組み

いじめ・非行は将来を担う青少年の健全な育成を妨げるものであり、その防止・根絶に向けては、学校のみならず、地域・家庭が連携して「いじめ・非行を許さない・見逃さない」ことを徹底していく。

PTA 総会、保護者会などで、いじめの定義の確認やいじめ発見に係る説明と周知を図り、いじめ防止・発見に対する意識を高める。

学校運営協議会、見守り隊活動、学校だよりでのお知らせなどで、学校と地域が協力して児童の様子を日常的に見守るという意識を高めていく。また、学校評価にいじめに対する取り組み項目を組み込み、内容を評価していく。

(2) 道徳教育の充実

道徳の授業において、重点指導項目を定めて指導することを通じ、特に生命尊重や思いやりの気持ちを育み、望ましい人間関係を実現しようとする道徳的实践力を高めていく。

(3) 児童の主体的な活動

行事や児童会活動では児童が主体的に取り組めるように配慮し、自己有用感を高めるために互いのよさを認めていく時間を設ける。児童の主体的な絆づくりの活動や問題解決力を育む活動を通して、多様性を認め合い、いじめそのものを生まない学校づくりを推進する。

(4) 日常的な情報共有と指導

週1回の職員打ち合わせと子どもを語る会（4月・7月・12月）を実施し、全職員で児童の様子を把握し、情報交換などを通して、いじめの早期発見・対応に努める。

3 早期発見

(1) いじめを見逃さない努力と工夫

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高くもつ。そのために、学級経営の充実やチェックリストの活用などを行っていく。

(2) アンケートや個別面談の実施

「いじめアンケート」（6月・11月）や「Q—Uアンケート」（5月・10月）、「児童理解旬間」（6月・11月）の設定等により、事実関係を詳しく聴き取り、継続的に注視していく。

(3) 組織的な情報収集

担任一人で抱え込むことのないよう、学年や生徒指導部、教頭に相談し、組織で対応し、情報を共有していく。

4 適切な対応

(1) 素早い事実確認・報告・相談

校長のリーダーシップのもと「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校全体で組織的な対応を行う。必要に応じていじめ対策委員会を開き、対応について検討する。

(2) いじめられた児童及びその保護者への対応

迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童の安全を確保する。

(3) いじめた児童及びその保護者への対応

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。事実関係を確認したら迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

(4) いじめの解消

① 「いじめに係る行為が止んでいること」

被害者に対する心理的行為または物理的影響を与える行為が止んでいることが相当の期間継続していること（少なくとも3ヶ月以上）。

② 「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」

被害児童本人及びその保護者に面談により確認する。

5 教育的諸問題から配慮すべき児童への対応（合理的配慮）

日常的に、児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- 発達障がいを含む、障がいのある児童
- 海外から帰国した児童や外国人の児童
- 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童

6 ネットいじめへの対応等

(1) 不適切な書き込み等については、法務局、プロバイダ等と連携を図り、直ちに削除する措置をとる。

(2) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) 日頃から「個人の中傷」「個人を特定できる内容の交信」等は、いじめであることを理解させる。また、警察等の専門的な立場の講話を有効に活用し、現代社会における情報モラルの育成に努める。さらに、保護者においても学校だより、学級懇談会等で積極的に理解を求めていく。

7 重大事態への対応

(1) 調査組織の設置と調査の実施

① 重大事態の意味

- ・ いじめにより当該児童が「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時
- ・ いじめにより、当該児童が「相当の期間」（年間30日を目安とするが、一定期間）、連続して欠席を余儀なくされている疑いがあると認められた時

② 調査組織の設置と調査の実施

速やかに当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）に関わってもらい、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

いつ（いつ頃から）誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を速やかに調査する。

（2）重大事態の報告

調査結果は市教育委員会を通じて市長に報告する。重大事態の疑いがあると認められた時も、校長は学校の設置者に報告する。

（3）外部機関（市教育委員会、警察等）との連携

重大事態を把握したら、市教育委員会に即報告し、指導・支援を仰ぐ。また、いじめの内容に応じて学校警察連絡協議会での情報交換・共有を行う。重大事態（暴力行為や金銭に関わる事案）が発生した場合は速やかに警察と連携を図りながら対応していく。

8 点検・評価と不断の見直し

（1）学校評価による点検・評価

学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無や数のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童や地域の状況を十分踏まえて目標を立てる。そして、目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

（2）PDCA サイクルの確立

いじめ問題に関する取り組みが機能しているかを点検し、常に見直しを図りながら推進するPDCAサイクルを確立し、検証を行う。

